

簡易低コスト家畜排せつ物処理施設開発普及促進事業の実施

(財)畜産環境整備機構

本機構では、簡易低コスト家畜排せつ物処理開発普及促進事業を本年度から5年間実施することになった。

その概要は次のとおり。

1. 事業の目的

1.) 畜産環境問題の解決を図り、今後のわが国の畜産の健全な発展に資するため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成11年7月22日成立した。また、たい肥の利用拡大を図る観点から、肥料取締法の一部改正によりたい肥の品質表示制度が導入されることとされた。
2.) これに伴い、野積み、素掘り等の不適切な家畜排せつ物の管理の解消、有効利用の促進に的確に対応するため、今後5年間における家畜排せつ物処理施設の計画的かつ着実な整備とともに、その適切な堆肥化処理・利用等に係る畜産環境保全技術の普及定着が強く求められている。
3.) しかしながら、家畜排せつ物処理は生産性の向上等に直接結びつくものでないことから、家畜農家においては、低コストな処理施設の整備や効率的な処理・利用技術に対する要望が極めて強く、畜産現場の実態や農家の経営状況を踏まえた簡易で低コストの処理施設の開発・普及や技術指導、更にはたい肥の品質確保が急務となっている。
4.) このため、地域の実態に即した簡易で低コストな家畜排せつ物処理施設や優良な家畜排せつ物処理・利用方法について、都道府県等が有している情報等を活用しつつ、その開発・実証等を行うことによって、家畜排せつ物の管理の適正化と有効利用を確保し、新制度の目的に沿った家畜経営の確立を図るものとする。

2. 事業の内容

1.) 事業推進委員会の設置
 - ア 中央検討委員会の開催
 - イ 地方検討委員会の開催
2.) 簡易低コスト家畜排せつ物処理施設の開発・普及
 - ア 簡易低コスト処理施設開発・実証
 - 農家のニーズに対応しつつ、地域の特性を踏まえた簡易で低コストな処理施設の開発・実証を行う。
 - イ 効率的処理技術等情報システムの整備
 - 家畜排せつ物処理、利用の優良事例等の情報収集及び分析提供
 - 情報提供システムの整備
 - ウ たい肥の品質実態調査
 - たい肥の抗生物質、病原性微生物等含有についての全国的な実態調査、分析

3. 事業実施期間

平成12～16年度(5年間)